高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定確保や地域住民の健康の維持・増進、多様な世代の交流促進等を図ることを 目的として、住宅団地等に拠点施設を新設・改修する場合その費用に対して、国が民間事業者等に補助を行う。

■概要

<事業の主な要件>

- ① 住宅団地等の戸数が100戸以上※1であること。
- ② 地方公共団体と連携して「スマートウェルネス計画」※2が定められていること。
- ③ 整備する施設が「スマートウェルネス計画」に位置付けられていること。
- ※「生涯活躍のまち」構想に係るものについては以下のとおり
- ① 住宅団地等の高齢者向け住宅の戸数が30戸以上であること。
- ② 市町村が策定する「生涯活躍のまち形成事業計画」の区域内に存すること。

<補助率等>

拠点施設の整備(建設・改修・買取)に係る費用を補助

補助率 : 1/3

補助限度額: 1,000万円(1施設につき)

〈対象となる拠点施設〉

①高齢者生活支援施設:

診療所、訪問介護事業所、通所介護事業所、居宅介護支援事業所 など

②障害者福祉施設

障害者支援施設、共同生活援助施設(障害者グループホーム)など

③子育て支援施設

保育所、託児所、学童保育施設、住民の運営による共同育児スペース など

④その他の施設

事業目的に資する食事サービス、交流施設など

- ※1 公営住宅や地域優良賃貸住宅等については、100戸未満でも対象。
- ※2 住宅団地等の管理者が、地方公共団体と連携して、
 - ①地域における高齢者等の居住の安定確保、地域住民の健康維持と増進、多様な世代の交流促進、地域コミュニティ活動の活性化等に関する方針、
 - ②拠点施設に関する事項
 - ③生活支援・多世代交流活動に関する事項
 - などを定めたもの。

■イメージ

<住宅団地の場合>

- ·公営住宅、UR団地、公社団地等の住宅団地
- ・住宅団地内の住戸数が約100戸以上
- ・建て替え等による余剰地や1階の空きスペース等に、拠点施設を整備



<一般の住宅地の場合>

- ・戸建て住宅地など一般の住宅地など
- ・区域内の住戸数が約100戸以上
- ・空き地や既存の空き家等の改修により、拠点施設を整備

